

施策No.	政策名	快適な暮らしのまちづくり	主管課	都市整備課、地域開発課	主管課長名	
5-1	施策名	計画的な土地利用の推進	関係課	企画課、建設課		

1. 施策の目的と成果把握

目的	施策の対象	対象指標名	単位	区分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
	計画的な土地利用が、市民の適切な関与の下に秩序を持って行われている。	市内全域	①桜川市域面積	km ²	見込値	180.06	180.06	180.06	180.06	180.06
実績値					180.06	180.06	180.06			
②市街化区域の面積			ha	見込値	8.51	8.51	8.51	8.51	8.51	
				実績値	8.51	8.51	8.51			
計画的な土地利用が、市民の適切な関与の下に秩序を持って行われている。		施策の意図	①都市計画の決定又は変更の件数(5か年累計)(R4から新規)	件	目標値	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0
					実績値	4.0	4.0	6.0		
			②桜川市土地利用基本条例第4章の立地調整協議の成立件数(5か年累計)(R4から新規)	件	目標値	2.0	4.0	6.0	8.0	10.0
					実績値	0.0	0.0	0.0		
③市街化区域内における都市計画法第29条の許可件数及び開発区域面積(5か年累計)(R4から新規)	件 ha		目標値	2/0.2	4/0.4	6/0.6	8/0.8	10 1		
			実績値	0/0	0/0	3/10.5				
④調整区域地区計画の区域内における都市計画法第29条又は第43条の許可件数及びその全体許可件数に占める割合(5か年累計)(R4から新規)	件 %		目標値	40/16	80/32	120/48	160/64	200 80		
			実績値	46/86.8	77/83.7	113/83.7				
成果指標設定の考え方	成果指標名	①「①」「②」は各指標の実数を使用する。 「③市街化区域内における都市計画法第29条の許可件数及び開発区域面積」は都市計画法の理念上、計画的な土地利用として誘導すべき、市街化区域における土地利用の実態を表す。 「④調整区域地区計画の区域内における都市計画法第29条又は第43条の許可件数及びその全体許可件数に占める割合」は本市における土地利用の実態を表し、マスタープランに基づき定めた地区計画内に開発行為等が集約・誘導された状況を示す。		目標値						
				実績値						
成果指標の把握方法と算定式等		各成果指標は、実績件数から求める。			目標値					
					実績値					

2. 施策の成果水準とその背景・要因

1) 現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)

実績比較	<input checked="" type="checkbox"/> 成果がかなり向上した	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した	<input type="checkbox"/> 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)
	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば低下した	<input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した	
背景要因	①令和5年度の実績値4件に対して令和6年度の実績値は6件のため、成果としては向上した。また、目標値3件を大きく上回っている。 ②令和5年度の実績値0件に対して令和6年度の実績値も0件のため、成果としては変化がなかった。 ③令和5年度の実績値0件/0haに対して令和6年度実績値は3件/10.5haであり、成果としては向上した。特に、開発区域面積では、目標値0.6haを大きく上回った。 ④令和5年度の実績値77件/83.7%に対して令和6年度の実績値は113件/83.7%であり、成果としては上昇した。特に、全体許可件数に占める調整区域地区計画の区域内における許可件数の割合では、目標値48%を大きく上回った。 【背景・要因】 市の計画意図のとおり、市街化区域及び調整区域地区計画の区域内において開発行為等が活発に行われていると考えられる。		

2) 成果目標の達成状況

実績比較	<input type="checkbox"/> 目標値の全てを上回った	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を上回った	<input type="checkbox"/> 目標値どおりの成果であった
	<input checked="" type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を下回った	<input type="checkbox"/> 目標値の全てを下回った	
背景要因	②の成果が目標値を下回った要因は、社会情勢の変化により、既存集落において想定以上に住居系土地利用への用途純化が進展しているためと考えられる。		

3. 施策の成果実績に対するの総括と今後の課題・方針

施策の成果実績に対するの総括	今後の課題・方針
令和6年度成果があった施策は「桜川筑西IC周辺都市整備推進事業」及び「都市計画の決定又は変更に関する事務」であった。 市の計画意図のとおり、市街化区域及び調整区域地区計画の区域内において開発行為等が活発に行われるとともに、拠点市街地における都市的土地利用の集積及び既存集落における住居系土地利用への用途純化が進展しており、各施策が計画的な土地利用の推進に寄与していると考えられる。	令和7年度も、引き続き「桜川筑西IC周辺都市整備推進事業」及び「都市計画の決定又は変更に関する事務」の適切な執行により計画的な土地利用の推進を図る。 特に、学校跡地活用等の課題に関しては、新たな立地調整指針(桜川市土地利用基本条例第4章の立地調整協議の指針)の策定を視野に、計画的な土地利用の推進を図るための施策の充実に取り組んでいく。